

失 効 K

(運転免許を失効し3年を経過しているが、「やむを得ない理由」が平成13年6月20日以降に発生した場合)

運転免許を初めて取得する時と同じ方法で取得するようになります。

一般試験を受験する場合

仮免許から受験することとなります(本免試験については、仮免許合格後に、免許センターで説明いたします)。

◎ 受付時間・場所

○ 福島運転免許センター

月曜日～金曜日(祝日を除いた平日のみ) 午前9時00分～午前9時30分

◎ 仮免許受験に必要な書類

○ 福島県内住所で本籍の記載された発行後6か月以内の住民票(市町村長の証明印のあるもの。複数綴りの場合は、綴り全部。)

※ 広域交付住民票は、本籍地の記載がないので受付できません。

- ・ 身分が確認できる書類(健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等)
- ・ 外国籍の方で、中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書
- ・ 写真2枚(無帽・無背景、正面、上三分身、縦3×横2.4cm)
- ・ 視力に不安のある方は、眼鏡又はコンタクトレンズ
- ・ 筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、ボールペン)

◎ 仮免許試験手数料

- 仮免許受験料 ～ 2,950円
- 技能試験 ～ 4,700円
- 仮免許証交付手数料 ～ 1,100円

◎ 一般試験(本免)手数料

- 第一種普通免許受験料 ～ 2,500円
- 技能試験 ～ 3,300円
- 免許証交付手数料 ～ 運転免許証 2,350円 マイナ免許証 1,550円 両方 2,450円

◎ 取得時講習手数料

- 普通車講習 ～ 12,200円
- 応急救護処置講習 ～ 5,550円

教習所を卒業して学科試験のみ受験する場合

◎ 受付時間・場所

- 福島・郡山運転免許センター

月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ） 午前9時00分～午前9時30分

◎ 受験に必要な書類

- 福島県内住所で本籍の記載された発行後6か月以内の住民票（市町村長の証明印のあるもの。複数綴りの場合は、綴り全部。）

※ 広域交付住民票は、本籍地の記載がないので受付できません。

- 身分が確認できる書類（健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等）
- 外国籍の方で、中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書
- 卒業証明書、仮免許証
- 写真2枚（無帽・無背景、正面、上三分身、縦3×横2.4cm）
- 視力に不安のある方は、眼鏡又はコンタクトレンズ
- 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、黒色ボールペン）

※ マイナ免許証を希望される方はマイナンバーカード

◎手数料（例）

- 普通免許申請手数料 ～ 1,900円
- 免許証交付手数料 ～ 運転免許証 2,350円 マイナ免許証 1,550円 両方 2,450円

※ 教習手数料については、各自動車教習所に問い合わせてください。